

甲府市地域医療センター
自動販売機（飲料）設置に係る
仕 様 書

令和8年2月

甲 府 市

目 次

1. 自動販売機（飲料）の仕様	1
(1) 規格	1
(2) 環境対策	1
(3) デザイン等	1
2. 販売品目等	1
3. 自動販売機（飲料）の設置・管理・運営	1
(1) 安全対策	1
(2) 商品補充・変更・消費期限の確認	2
(3) 電気子メーター	2
(4) 売上金の回収及びつり銭の補充	2
(5) 事故・故障時の対応	2
(6) 使用済み容器の回収	2
4. 費用負担	3
(1) 電気料	3
(2) 自動販売機（飲料）の設置に係る費用	3
5. 貸付料	3
6. 使用上の注意	3
7. 原状回復	3

甲府市地域医療センター自動販売機（飲料）設置に係る仕様書

甲府市地域医療センターへの自動販売機（飲料）設置を希望する事業者（以下「設置事業者」という。）は、以下の点に留意し、入札に参加することとする。

1. 自動販売機（飲料）の仕様

(1) 規格

物件番号	幅 (mm)	奥行き (mm)	高さ (mm)	使用可能面積 (㎡)	備考
1	1,700	1,000	2,000	1.70	1階ロビー 壁側左
2	1,700	1,000	2,000	1.70	1階ロビー 壁側右
3	1,700	800	2,000	1.36	3階ロビー

※ 貸付面積内に自動販売機（飲料）・転倒防止器具・放熱余地・子メーター設置部分・使用済容器回収ボックス等の全てが収まる大きさとしてこと。

(2) 環境対策

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（省エネ法）及び「自動販売機設置自主ガイドライン」（一般社団法人日本自動販売協会）を遵守し、部分冷却保温機能、ヒートポンプ機能、ノンフロン対応といった消費電力量の低減や環境対策機能を備えた機種とすること。

(3) デザイン等

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとし、医療施設への設置となることから、衛生面に配慮されたものとする。

2. 販売品目等

- (1) 販売品目は、飲料水、イオン水系飲料、乳製飲料、果汁飲料、コーヒー等の飲料とすること。
- (2) 缶、ペットボトル、紙パック、ビン等の容器とすること。
- (3) 販売価格は、希望小売価格以下とすること。
- (4) 物件番号1及び2では、イオン水系飲料をそれぞれ1種類以上販売すること。
- (5) 商品の具体的な構成については協議すること。

3. 自動販売機（飲料）の設置・管理・運営

(1) 安全対策

自動販売機（飲料）の設置における安全を確保するため、以下のとおり安全対策を講じること。

- ① 転倒防止のため「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準」(清涼飲料自販機協議会)を遵守し、できる限り建物の躯体に負担が掛からない方法で耐震対策(転倒防止策)を施すなど、安全に設置すること。
なお、設置及び撤去にあたり必要となる工事等に要する費用は、設置事業者の負担とする。
 - ② 販売物品の安全性確保のため「食品添加物等の規格基準」(食品衛生法)、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領及び規格基準」(業界自主基準)等を遵守し、販売物品の衛生管理に万全を尽くすこと。
 - ③ 防犯対策のため、硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨や偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化基準」(一般社団法人日本自動販売システム機械工業会)を遵守し、防犯対策を講じた機種とすること。
- (2) 商品補充・変更・消費期限の確認
設置事業者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認を行うこと。また、販売物品を起因とする事故等の発生に対しては、設置事業者の責任において誠実に対応すること。
 - (3) 電気子メーター
設置事業者は、自動販売機(飲料)に使用電力計測用の電気子メーター(計量法に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの)を設置し、自動販売機(飲料)に伴う電気料を負担すること。
なお、電気子メーターの設置に必要となる工事に要する一切の費用は、設置事業者の負担とする。
 - (4) 売上金の回収及びつり銭の補充
設置事業者は、売上金の回収及びつり銭の補充を行うこと。
 - (5) 事故・故障時の対応
設置事業者は、設置する自動販売機(飲料)に故障発生時の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機(飲料)の故障、問い合わせ先及び苦情については全て設置事業者の責任において、迅速に対応すること。
自動販売機(飲料)の設置管理運営上の事故等について、設置事業者の責に帰する理由により発生した事故や故障については、設置事業者の責任において処理するものとし、事故や故障の原因及び内容について速やかに報告すること。
 - (6) 使用済容器の回収
設置事業者は、使用済容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機(飲料)周辺の美化に務めること。
 - ① 原則として自動販売機(飲料)設置1台につき最低1基の割合で、使用済容器回収ボックスを設置すること。なお、設置に係る費用は、設置事業者の負担とする。
 - ② 使用済容器回収ボックスの素材は、樹脂製又は金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済容器の溢れ、周囲に散乱すること

のないよう、十分な回収容積を確保すること。

- ③ 使用済容器の回収は、設置事業者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。
- ④ 使用済容器の処理は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

4. 費用負担

(1) 電気料

自動販売機（飲料）にかかる電気料は、設置場所貸付料とは別に、設置事業者が市に対して支払うものとする。

電気料は、貸付場所を包含する施設全体の電気料に、貸付場所を包含する施設全体の電気使用量に対する子メーターの使用量の割合を乗じた額とする。

なお、電気使用量の算出にあたっては、設置事業者が設置した子メーターにより、毎年度 2 回（9 月と 3 月）検針を実施するものとする。

(2) 自動販売機（飲料）の設置に係る費用

自動販売機（飲料）の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は設置事業者が負担するものとする。なお、工事を実施する際は、施設管理責任者の指示に従うこととする。

5. 貸付料

貸付料は、年額とする。

物件ごと、設置事業者として決定した者の入札金額に 100 分の 10 に相当する額（消費税相当分）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって年額貸付料とする。

貸付料の消費税相当分については、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率により算定した額とする。

6. 使用上の注意

貸付決定以降、貸付期間終了までの間は以下の事項について遵守すること。

- (1) 賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- (2) 貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行わないこと。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

7. 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了、又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復し、施設管理責任者の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を市に対し

求めることができない。